船橋市老人ホーム入所判定委員会要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号及び第3号 の規定による措置の開始、変更及び廃止の要否を総合的かつ適正に判定するため、 船橋市老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 医師
 - (2) 老人福祉施設長
 - (3) 保健所長
 - (4) 地域包括支援センター長
 - (5) 市職員

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委嘱時における職を離れた委員は、解任されるものと する。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
 - 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。 (議事)
- 第6条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。
 - 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決 するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見 又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び関係者は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。 (委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、高齢者福祉部高齢者福祉課において処理する。 (公務災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害について、議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例 (昭和42年船橋市条例第33号) に準じて補償する。 (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成3年6月20日から施行する。 附 則

この要綱は、平成4年8月25日から施行する。 附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成12年6月22日から施行する。 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。